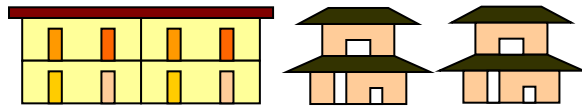


**期間延長**



# 空き家・近隣問題無料法律相談

「危険な空き家を処分したい」  
「高齢のため空き家の管理が不安」  
「隣の家との境界がはっきりしない」等、  
空き家の問題や近隣の法的問題でお悩みの方、  
一度弁護士にご相談ください。



**日 程**：2017年1月から同年3月までの毎週木曜日

午前9時45分～午前11時45分

ただし、祝日・年末を除く

**場 所**：神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

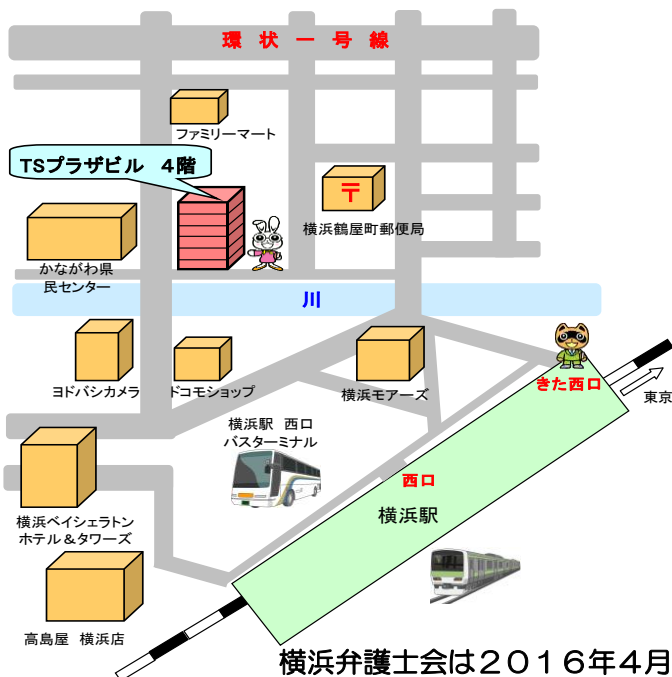
**料 金**：無料(1コマ30分以内、お一人様1回限り)

**予約受付**：TEL **045-620-8300**

月・火・木・金 午前9時30分～午後5時

水 午前9時30分～午後7時

土 午前9時30分～午後3時30分



★予約制ですので、事前にご予約ください。  
恐れ入りますが、先着順とさせて頂き、枠  
が埋まり次第締め切らせて頂きます。

### ★場所のご案内

神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2

TSプラザビル 4階

※横浜駅西口より徒歩5分



横浜弁護士会は2016年4月1日に「神奈川県弁護士会」へ名称を変更しました。